

～ 成年後見制度推進マニュアル作成委員会～  
**第 2 回 成年後見制度市町村長申立推進マニュアル作成部会 概要**

**日時** 平成 23 年 10 月 14 日(金) 13 時～ 15 時

**場所** 千葉県社会福祉センター 3 階会議室

<b>出席者</b>	委員	11 名	合計 17 名
	帯同	2 名	
	事務局 県社協	4 名	

概況： 1 開会

2 議題

- (1) マニュアルに盛り込む項目について
- (2) 市町村長申立の実務

3 報告事項

4 閉会

記録

- ・ 本議事録は公開する了承を得ています。
- ・ 氏名については敬称略とさせていただきます。

## 1 開会

(高田班長)

第2回成年後見制度推進マニュアル作成委員会市町村長申立推進マニュアル作成部会を開会いたします。

### 【議事概要】

## 2 議題

### (1) マニュアルにも盛り込む項目について

(佐藤部会長)

事務局から項目について説明をして欲しい。

(高田班長)

資料1に基づき説明

(佐藤部会長)

事務局が素案を作成したので、項目の中味について追加項目や削除部分があるか、意見が欲しい。委員の中には行政からの方も多いが、それぞれのところとの相違点も寄せて欲しい。

(赤荻委員)

順番はこのままで良いと思うが、市町村長の申し立ての場合は成年後見制度利用支援事業の要綱に基づいて行っているので、その要綱が先にあってから、実務があるのではないかと思う。

(佐藤部会長)

千葉市はそうなっているのか。

(赤荻委員)

千葉市は市長申立マニュアルがあり、そうなっている。利用支援事業があって、その中に流れが入っている。

(佐藤部会長)

今の意見であると、成年後見制度利用支援事業の概要を説明をして、経費については別立てで触れるということではいいか。つまりは成年後見制度利用支援事業の概要を前の方で説明したほうが良いのではないかといいか。

(赤荻委員)

その中に実務があるという順番である。

(高田班長)

実務の流れを優先するつもりで、このような順番にしました。

(赤荻委員)

まだ要綱も無いところがあるからか。

(高田班長)

要綱はありますが、実績の無いところは多くあります。また、流れを見る方が多いのではないかと思いましたが、できるだけ前のほうにいたしました。さらに頭の部分をできるだけ軽くしようと思っていました。しかし、そのような御意見をいただきましたので、検討をしたいと思います。

(佐藤部会長)

他の市でマニュアルを作成しているところからの意見が欲しい。佐倉市はいかがか。

(山本委員)

佐倉市にはない。

(磯邊委員)

松戸市にもない。

(佐藤部会長)

いすみ市はどうか。

(山口委員)

いすみ市もない。

(佐藤部会長)

本日出席の中ではマニュアルがあるのは千葉市だけか。

(山口委員)

市町村申立をすぐに打ち出すような事はなく、できるだけ2親等の親族に申立てしてもらっている。申立に当たっての相談は対応するが、費用的な支出は少ない。マニュアルを作成しているのは千葉市くらいではないのか。

(佐藤部会長)

浦安市はどうか。

(佐藤(有)委員)

浦安市もマニュアルはない。

(佐藤部会長)

実際には首長申立を行っているが、マニュアルまで作っているのは千葉市だけのような。千葉市は成年後見制度利用支援事業について概略を説明してから実務になっている様である。

(赤荻委員)

千葉市は政令市なので、家裁に提出する資料の作成は各区のケースワーカーが作成するため、マニュアルがないと進まないという実状がある。

(佐藤部会長)

千葉県内で要綱が無いという市町村はないと思うが、成年後見制度利用支援事業の概要について触れないで、いきなり実務になってしまうと、よくわからないのではないかという指摘である。事務局のいきなり流れを説明してしまおうという考えも良くわかるが、その前に少し制度の概要を解説したほうがよいのではないか。事務局、検討できるか。

(高田班長)

最初に若干の概略を入れて、巻末のその他で詳しく述べるようにしたいと思います。

(佐藤部会長)

それ以外の点で意見あるか。市民後見人の監督や支援といったところが、実際に必要になるのかなと思う。これらをどのように扱うのか、どこかに触れていたほうが、良いと思う。実際にはまだ県内に市民後見人として家裁から選任されたケースはないと思うが、これからマニュアルに基づいてきちんと要請していけば、市民後見人が選任されて行く事になるであろう。その時に監督人が必要か否か、家裁の判断によるであろうが、監督人をつけるといわれなくても、その養成機関が市民後見人を支援しなければならないということが、たぶん出てくると思われる。監督や支援についてもマニュアルに入れておいたほうが良いのではないかと思う。

(赤荻委員)

千葉市では昨年からは市民後見人の養成を始めたが、千葉家裁が認めず、現在棚上げ状態である。

(佐藤部会長)

品川区社協では市民後見人を養成して、品川区社協が監督人になっているが、東京家裁は認めている。千葉家裁はまだ認めていないのは、法人後見で行って欲しいということなのであるが、養成機関が監督人を引き受けるということが千葉県内でも広がれば認めていくのではないかと思う。いずれにしても養成した市民後見人の活躍の場と市民後見人の支援ということはこのマニュアルのどこかに欲しいと思うがいかがか。

(赤荻委員)

今年からは国が補助金を出して市民後見人の養成をするようにしているので、あつたうが良いと思う。

(佐藤部会長)

この項目について事務局で入れて欲しい。大項目か小項目かは事務局で協議して欲しい。

(高田班長)

事務局内で協議して対応したいと思います。

(佐藤部会長)

他にあるか。

(磯邊委員)

市民後見人の養成で、松戸市はモデル事業を受けているが、震災の影響で事業スタートが遅れている。市民後見人養成検討会が立ち上がったばかりで、市民後見人をどこが担当

して養成して支援していくのかが細かく決まっていない状況である。

(佐藤部会長)

そうすると実際にはまだ養成講座のモデル事業の実施の予定は立っていないということか。

(磯邊委員)

松戸市は後見人の養成というよりも、前段の後見協力員の養成と考えている。後見協力員が市民後見人になる事ができるかということも含めた議論をする予定である。

(佐藤部会長)

厚生労働省のリストに上がっていなくても市民後見人の養成を行っているという所があるか。委員以外の市町村でもかまわないが。

(高田班長)

千葉市社協の方で行った市民後見人の養成講座については、次回福祉ちばに掲載される事になっていますのでご覧ください。

(佐藤部会長)

銚子市はいかがか。

(岡崎委員)

市は行っていないが、委託で社団法人東総権利擁護ネットワークが行っている。

(佐藤部会長)

佐倉市はどうか。

(山本委員)

佐倉市としては行っていない。社協が法人後見を8月から行うようになった。市民後見人の養成までは考えていない。

(佐藤部会長)

いすみ市は市民後見人の養成はどうか。

(山口委員)

市長申立はあるが、市民後見人養成は考えていない。

(佐藤部会長)

浦安市はいかがか。

(佐藤(有)委員)

法人後見はあるが、市民後見人はまだ無い。

(佐藤部会長)

市民後見の養成と活用という動きに少しでも絡んで、市町村で取り組んでいる所があれ

ば、参考になるので情報を提供して欲しい。千葉家裁は後見監督人が就いても市民後見人の選任は認めないというが、東京家裁は社協が養成し監督人となれば、市民後見人を選任していると言うことでよいか。

(齋藤委員)

そのとおりである。来年4月に32条の2が施行される。行政が責任を持って推薦をしていくようになれば、状況が変わっていくのではないかと期待を思っている。

(佐藤部会長)

千葉家裁も状況が変わってゆくと想像するが、ただ千葉家裁単独でも決められないだろうから、最高裁と厚生労働省での協議を経ていくから、時間がかかるであろう。それでも後見監督人が就けば市民後見人が選任されていくようになっていくであろう。だから、市民後見人の養成の仕方と活用の仕方、監督の仕方というのをマニュアルの中に盛り込んでいったほうが良いのかなと思うのが私の意見である。

(齋藤委員)

千葉県が地域の要請に基づいて市民後見人の活用を考えるならば、他の社会資源と協働になるとしても、監督業務は避けて通れない。東京都社協のやり方が必ずしも模範になるということでもないが、市民後見人が後見人として選任された場合、社協が監督人になる、あるいは地域のNPOが監督人になる事も視野に入れておく必要がある。

(佐藤部会長)

この部会は市町村長申立推進マニュアル作成部会であるが、市町村長の申立マニュアルを作ることがこの部会の主たる目標と考えてよいか。

(高田班長)

その通りです。

(佐藤部会長)

市町村長が申立てをすると市民後見人が絡むから、養成ということが関係してくるのでマニュアルでも取り上げる。また、市町村長申立の場合は法人後見を念頭に持つことも多いだろう。法人後見の中で事務執行者としての市民後見人として活動してもらうというタイプもある。養成を受けた方の活躍の場として、活用というところに盛り込んでもらいたい。松戸市の後見協力員もこれと同じようなことか。

(磯邊委員)

今までは法人後見の中でと思っていたが、今後は市長申立で専門家の後見人がついた場合に、その後見人と一緒に動く協力員という方向も考えたいと思っている。ゆくゆくは、独立した市民後見人として動くようになればと思っている。

(佐藤部会長)

法人の中で活躍をしていただくということと、専門後見人についてゆく方法。世田谷区方式で、個人について勉強を重ねてもらい、一本立ちを目指す。マニュアルの中に幾つかの市民後見人の活用タイプを入れるかどうかは、去年の研究会でも議論をしたところである。千葉県内の市民後見人の活用タイプとして、幾つか挙げていくということはいかがか。

検討できるか。

(高田班長)

社協の法人後見マニュアルのほうでも議論するかと思いますので、そちらとすり合わせをしながら、対応をしたいと思います。

(事務局 佐野)

先月、千葉家裁の主任調査官に意見を伺いました。千葉県内ではまだ事例が少ないので、市民後見人単独で受任ということは、まだ考えていないということでした。でも、市民後見人養成推進事業のことは理解をしているので、検討を考えているということでした。こちらの部会のマニュアルも、社協法人後見マニュアルについても、11月にあらかたの案が出来た段階で、一度千葉家裁に持って行って、意見を聞きたいと思っています。その上で仕上げて行きたいと思っています。

(佐藤部会長)

そのようにお願いしたい。項目の洗い出しについては他に意見があるか。成年後見制度とは権利擁護のために利用しなければいけないということをどこでも良いから触れて欲しい。

(齋藤委員)

これは市町村長申立マニュアルであるが、市町村によっては依然として温度差があると思う。他の市町村長申立の要綱・規程などを見るとざっくり作ってあるところと、京都のようにやたら細かく書いてあるところがある。今後、事務局でそのあたりを調べてもらって、資料を提出してもらいたいが、各市町村の担当者が利用できるような、市町村規模によっては担当者を一人しかつけられないようなところもあるであろうから、できるだけわかりやすいマニュアルにしなければいけないと思う。だから、成年後見制度の概要から用語説明など、親切に作ってあげるべきと思う。成年後見制度利用支援事業の要綱は設置している所は多いが、きちんとした財源措置ができていないかどうか。資力の無い対象者が、この要綱の助成を使う場合のために、細かな規程も入れてあげたほうが良いと思う。

それからもう1点、先ほど松戸市の協力員の話があったが、これは複数後見ということか。

(磯邊委員)

複数後見ではなく、現時点でイメージしているのは、法人後見協力員としてその法人の中でOJTという形で現場の実習を重ねてもらい、その後市民後見人としてもらえればということ。今後の議論で複数後見ということも出てくるかもしれないが。

(齋藤委員)

東京でも実務修習の場として、専門職後見人に付くということは、プライバシーの問題や報酬の問題の議論で止まってしまったことがある。プライバシーの問題については、被後見人本人からの同意を得ることはできないので、被保佐人や被補助人だけにしか行かないという意見があって、止まってしまったいきさつがある。

(佐藤部会長)

様々な先行事例を参考にしたマニュアルであるので、幾つかのパターンがあるというこ

とを書き込んでいけるようにできたら良いと思う。今の齋藤委員の発言を聞いて気が付いたが、これは申立マニュアルであるので、選任をされてからのことは考慮しないという前提でよいか。

(高田班長)

市民後見人については、両方の部会の共通のテーマとして取り上げていただくつもりですので、最終会議で議論していただくつもりです。市町村長申立が進まないという現状に基づいて、この申立マニュアルを作成するということですのですすめていただきたいと思います。

(佐藤部会長)

おそらく市町村で温度差があって、担当者が変わったら動かなくなったり、申立だけでなく運用の面でも認識の差が出てしまう。そのあたりも含めたものを作らないと、担当者が困るのであろうが、今回はあくまでも申立までというのも、考え方の一つであろうし、それで良いと思う。私個人としては、引継まできちんと作っておかなければ、困るのではないかと思うのだが、今回のところは指摘するところだとどめておく。

## (2) 市町村長申立の実務

(佐藤部会長)

最初に成年後見制度の概要、次に市町村長申立の実務とあるが、先程議論があったように成年後見制度利用支援事業を盛り込むということであったが、詳しくは次回ということになる。今回は概要と実務について資料を用意してあるので、事務局から説明をして欲しい。

(高田班長)

資料1に基づき説明。

(佐藤部会長)

ざっと見てだが、意見があるか。

(赤荻委員)

マニュアル13ページの5、診断書作成依頼と6、ケース検討会議の開催の順番は、千葉市のマニュアルと同じであるが、2年位前まではこの順番が逆であった。ケース検討会議で申立類型まで想定していたが、診断書と食い違ってしまい、家裁も診断書通りの審判となって、ケース検討会議が無駄になった事があったので、2年前からこの順番となった。診断書を見て類型がほぼ決まってから、ケース検討会議をすることになる。この診断書の取得についても費用がかかるが、ケース検討会議で市長申立をするかどうか決定する前にこの診断書費用を市が持たなければならないという問題が生じている。

(齋藤委員)

今の問題は行政として避けられない問題だと思う。例えば主治医が精神科の医師であれば良いが、通常のかかりつけ医は病名は書けるが、財産管理能力については本人の生活ぶりなどを代弁してくれる人がいないと、チェックができないであろう。品川はケース検討会議と同時進行である。1回の診察や検診程度では医師も判断できないだろうから、ケースワーカーや地域包括、民生委員などの本人の実態がわかる人が同行をして、財産管理能力について医師に状態を伝えてくるようにしている。そのようにすると診断の無駄を省け



るし、本人の正しい把握、正確な診断書が作成できるかと思う。

(佐藤部会長)

千葉市の場合はいかがか。実際上は同時進行のようになっているのではないか。

(赤荻委員)

同時進行になっているときもあるが、財産管理能力について本人の状態が反映していないとケース検討会議で判断すると、再度診断書の作成を依頼することもある。このところはどうしたらよいか良くわからない。

(佐藤部会長)

ケース検討会議を6番目にしているが、1～3番目にしないと、調査をして良いものかどうかさえ不明瞭ではないか。ケース検討会議はもっと前でよいものではないか。

(岡本委員)

日常生活自立支援事業の経験だが、現在審査会から成年後見制度への移行という留意事項が付いたが、申立人のところで話が座礁してしまっているケースがある。本人に親族がないということで日常生活自立支援事業として我々が関わっていたのだが、福祉事務所が親族調査をしたところ遠方であるが親族の存在を発見した。しかしその親族も生活保護を受給し施設入所中であり、判断能力に疑問がある。申立可能な親族であっても申立人になるだけの能力も疑問があり申立をする資力が無い。福祉事務所は親族がいるので市長申立の範囲ではない、申立人候補の親族はその能力が無いということで座礁している。結果、日常生活自立支援事業が継続して金銭管理をしている。ケース検討会議を開催する際には周辺状況を確認してから開催して欲しいと思うし、3、親族調査の考え方のところに、該当する親族が存在しても、申立をする能力が無い場合と付加えても良いのかなと思う。

(佐藤部会長)

親族調査のところの意見と思うが、様式も踏まえて付加えたほうがわかりやすいと思う。

(齋藤委員)

先ほどの例はまさに市町村長申立の典型例であろう。資料10ページの市町村長申立の対象の「親族等による法定後見の開始の審判が行うことが期待できない。」の文字通りである。私共は首長申立をする場合に、ネックになるのは2親等の親族である。そこで止まってしまうケースが多い。2親等の親族が申立をする能力が無いにも係らず、存在がある為に役所が動かない。本人保護、本人の福祉のために首長が申立をしなければならないとマニュアルに役割として書き込まなければならないと思った。

(佐藤部会長)

齋藤委員と岡本委員の意見をまとめると文章として入れた方が良いということか。2親等の親族がいても、やらなければならないこともあるのだと書いた方が良いということか。

(齋藤委員)

10ページの市町村長申立の対象の「本人に2親等以内の親族がない。」が重視されてしまう。親族があっても音信不通や親族等による法定後見の開始の審判を行うことができないと言う部分が無視されてしまうので、入れた方が良いと思う。

(佐藤部会長)

として入れるか、 に 印として注記をするかといった事は、事務局に任せる。2親等の親族が存在しても市町村長申立に踏みきる場合がありえることを注記しておく、紛れないかと思う。

(齋藤委員)

注記はこの場合と虐待の場合も入ると思う。虐待は に当てはまる。注記をして明確にした方が良さそう。

(佐藤部会長)

12ページの考え方には虐待や非協力の場合が入っているが、対象のほうでも入れておけば、2親等以内の親族の存在のために動けなくなってしまう担当者の誤解が解けるので、最初のほうにも入れておくということによいか。

(事務局)

12ページの 親族への意思確認は「2親等以内親族がいる場合は、文章等により申立の意思有無を確認合する。・・・(中略)・・・文章を送付しても回答がなかったり、連絡が取れなかったり、拒否するケースがある。その場合は、相当期間経過後にみなし決定を行う必要がある。」とあるが、これは千葉市も同じか。

(赤荻委員)

同じであるが、ほとんどの場合2親等以内がいないということはまれだ。

(齋藤委員)

だけど、ここにあるように相当の手続きを取った上で市長申立をするのだろう。

(赤荻委員)

相続人でもあるので、その辺は慎重に対応して市長申立に進めている。たくさん親族がいても誰一人として申立をしようという人物がいないなどということは日常茶飯事のことである。戸籍調査をし、ケースワークをどうするかがいつも問題になる。本人に緊急性がある場合は有無もなく市長申立を進めてしまうが、緊急性が低い場合で近隣に親族が存在した場合、協力をお願いなどである。千葉市は申立部署とケースワークの部署が別であるので、ケースワークの部署がどの位の努力をしたのかがわからない。その努力の部分を盛り込まなくてはいけないのではないかと考えている。

(佐藤部会長)

10ページの対象のところは、親族がいても申立することができないという場合ということが読み取れないと言うことで、2親等以内の親族がいたら市町村長申立はできないという事では無いと注記を加えていくということが1点。千葉市などでは親族等に発送する通知などの様式を作っていると思うので、そのようなものを後ろのほうへ付けておくと、具体的にわかりやすい。

赤荻委員が指摘したケース検討をどこまでできるか。これは最初のケース検討会議に戻るが、随時やらなければならない事であるので、もしかしたら最初に関係者を集めてやる必要があるのかもしれない。とりあえずケースワーカーが聞き取りをしながら、調査を進

めるしかないのかもしれないが、ケース検討会議を何回という決まりは作れないが、どのように区切れるかということである。これに対して、意見を聞きたい。6番目に置いておくだけではすまないようである。

(赤荻委員)

千葉市の場合は6番目で、要領を作成して、後見制度の最終判断の場所として考えている。ケースワーク的なケース会議は随時行っているが、マニュアルには含めていないけれど、そのようなことはした方が良く入れた方が良く思う。

(佐藤部会長)

千葉市の場合、それは出てこないのか。

(赤荻委員)

でてこない。このケース検討会議に持ってくるまでに、何度も行っている。

(佐藤部会長)

このマニュアルを見て、全くやったことが無い者がやれるようにするレベルのものを要求されると、このあたりも盛り込んでおかなければならない。

(齋藤委員)

品川は地域で後見ニーズがある場合は、月2回の行政と社協の定例ケース会議を開いて、調査済み、調査中のものも全ていち早く情報を収集することになっている。資料の2～5まではその場で検討し、3ヶ月をめどに意思決定をし、後見人候補者の選定までを対応している。確かに、ケース会議や担当者会議を入れておかないと、6のケース検討会議は正式なもので全部揃えてないと開催できないようになってしまうかも知れない。少なくとも後見ニーズがあって、そこそこの実態が把握できたらケース会議をやって、そこから親族調査や登記の取り寄せ、診断書などを取り寄せ、首長申立は行政が行うものだからきちんとした会議をするというのが、ケース検討会議であるという位置づけ、行政の責任による意思決定を図る。個別なケース会議を入れた方がわかりやすいかもしれない。

(山口委員)

千葉市の流れが良くわかった。実務として、かかわりのある者がニーズを発見した時に必ず関係者会議をしたりすることが難しい。小さな市町村が情報を把握した時点で、検討して、それから申立に至るまでに時間がかかってしまう場合もある。また、2親等以内が大きな課題で、申立ができない理由の書式があれば、やりやすくなると思う。

(佐藤部会長)

ケース会議というものを開くという項目をどこかに入れて、これは1回限りではなく必要に応じて開催するものだと組み込めれば、千葉市や品川区でやっているようなチャートができるであろう。そのあたりに入れておくか。

(齋藤委員)

行政区の大小の問題もあるだろうが、民生委員やサービス事業所から情報は行政の担当者に入ると思う。そこで簡単な成年後見の話ができる形になっているのではないか。しかし、対応した職員のスキルなどの差で、相談が止まってしまうことがある。これから市町

村に求められるのは、地域の困っている人を発見した民生委員やサービス事業者がどこに相談に行けば良いのかである。一定レベルの相談窓口がその後そのケースをケース会議に持って行くということを書いておかなければ、そこで止まってしまう可能性がある。市町村に首長申立のための専門部所を行政と後見実施機関との協働により設置することが求められているのだと思う。そうするとケース会議は上手く機能する。品川は発見から相談まで3ヶ月間で取扱が終わる、その後申立部署に持って行く。そのくらいのスピードが求められている。そのくらいにしないと、どんどん申立ケースが溜まってしまう。国は、市町村が首長申立の手引きは、後見実施機関を意識してつくっていかねばならないことに、やっと気がついてきたのであろう。

(佐藤部会長)

私もその通りだと思う。成年後見申立に精通したケースワーカーが異動した途端、ケースが溜まってしまうというようなこともあった。そこで、新しく後見実施機関を作ったら、溜まったケースがすぐに流れたと聞く。NPOでも社協でも良いから後見実施機関が存在する市町村と無いところではたぶん動きが違う。我々のマニュアルはその部署を作るという前提で作ると、部署が作れるところは良いが、作れないところの事も考えると複雑なチャートになるかも知れない。本日参加の委員の市町村はその実施機関を造る方向性であると思うが。意見を頂きたい。

(山本委員)

佐倉の場合、8月から社協が法人後見をするようになった。支援センターの設置について話題になった事もあったが、すぐに立ち上げられるような状況ではない。全県の市町村が支援センターを立ち上げられるかは疑問である。

(佐藤委員)

平成20年から浦安市社協に委託をして、成年後見支援センターを運営してもらっている。市として成年後見センターの職員と連携を取っていく実務は行っていなかった。取扱件数も年2件程度であるので、なかなかこれ以上規模を大きくする事は難しい。

(佐藤部会長)

銚子市は東総権利ネットワークがあったと思うが。市町村単位ではなく、幾つかの市町村にまたがってる後見実施機関があれば、そこと連携をとってケース会議を早期に開くということをやチャートの中に落とし込む。となると1か2のところ、早期方針決定のためのケース検討会議を、関係者を組み入れて開催する。その後、ケース会議は適時開催するというようなイメージになるのかなと思う。後見実施機関を作るかどうかは、もう一つの部会で検討をしている。後見実施機関がある、又はないところは早急に作らなければならないということ、前提にしたマニュアルであると言うことでよいか。

(高田班長)

ケース検討会議を加えるということによろしいですか。

(佐藤部会長)

6、ケース検討会議は最終意思決定の場であるので、その前の2,3,4にもケース検討会議を入れ、そこに後見実施機関にも必ず入ってもらう。行政担当者は最初に情報を入手するであろうから、行政と実施機関、社協を交えたケース検討会議を適時開催するようなチ

チャートを加えていくということでしょうか。

(高田班長)

6のケース検討会議は最終決定の場としての意味合いが強くようです。前回の会議で配布いたしました「市町村長の後見申立と市民後見人」の資料にある運営協議会のようなイメージで、6番目に付加えてみたのですが、何名かの方からヒヤリングしたところ、情報把握のところから何度もケース検討会議を担当者レベルで関係機関を交えて開催したほうが良いと意見をいただきました。早い段階で入れたいと思います。

(佐藤部会長)

今の議論を反映させる形でチャートに入れて欲しい。他に意見があるか。

(赤荻委員)

千葉市は各区が窓口を担当し、各区では「市長申立」の方向性で本庁に持ってくるが、本庁が診断書などの資料を集めて、再度「市長申立」を決定する形である。

細かい指摘であるが、情報の把握の部分は高齢者を中心に想定しているのであろうが、精神・知的障害者も対象になるのでであろうから、障害者の関係機関も入れた方が良い。

また、13ページの6、ケース検討会議の開催の として、成年後見人等候補者も話し合うこととなっているが、初期相談の時点から関わりのある社会福祉士などが存在する場合もあるが、大抵はどのような支援が必要で、どんな専門家が必要かということになる。だから、診断書の作成はこの前でないと、保佐などの場合どのような代理権をつけるのかも、このケース検討会議で決定することとなるので、順番はこのままでよいと思う。千葉市は行政書士や司法書士の団体や、市社協後見支援センターに打診して、候補者を決めている。14ページの成年後見人等候補者についての書類も揃えることが出来る。そうすると審判が早く下る。14ページの成年後見人等候補者についての書類については、その前のケース検討会議の だけにしか出てきていないので分かりにくいのではないかと。また、14ページの成年後見人等候補者についての書類は住民票の写しだけであるが、専門職によって出す書類が変わっていくので、ここは書かないほうが良いかと思う。

15ページの申立の 費用の予納については、この記載は千葉家裁のものであって、支部によって変化をするので、具体的に記載しないほうが良いと思う。

(佐藤部会長)

なかなか気が付かないところを指摘していただいた。

(高田班長)

成年後見人等候補者はどのように決定しているのでしょうか。担当の方が苦勞されている点ではないでしょうか。

(佐藤部会長)

各市町村の実状を聞いても良いと思う。千葉市は事前に各団体に連携をとって、決めているようであるが、社協が多いのか。

(赤荻委員)

社協が一番少ない。困難ケースは引き受けてくれない。社会福祉士会は直接市からということは引き受けてくれないので、申立書に社会福祉士会に依頼して欲しいとつけている。

弁護士を依頼するようなケースはなく、司法書士、行政書士、法人などそのケースに応じてケース検討会で決定している。

(岡崎委員)

銚子市で私は相談支援事業を担当している、ケースワークと申立を一緒に行っているため、千葉市とは異なる。家裁は八日市場支部であるが、申立時に候補者を選定しておかなければならない。選定していないと審判までが半年～1年かかってしまう。だから、今まで取り扱ったケースは、申し立て前に後見人等候補者を決めている。遺産相続が絡むものは弁護士に相談するとか、施設入所や身上監護が中心のものは社会福祉士などと、担当部所が決めている。後見人候補者として内諾をしてもらおう際に、ケースの個人情報をどこまで伝えてよいものかということが課題となっている。これまで、個人情報は口頭でケース概要だけを伝えて、後見人等の受任の可否について判断をしてもらっていたが、申し立て関係書類一式を求められた。その上で受任について検討をして返事をするといわれたことがあり、その時は個人情報保護の観点から提供することはできないと回答をした。他市の場合はどのようにしているかを伺いたい。

(佐藤部会長)

個人情報の件は、また回答していただく。銚子市は法人後見を依頼したことはないのか。

(岡崎委員)

法人後見を依頼した実績はない。第三者専門職後見人個人に依頼している現状である。

(磯邊委員)

松戸市もケースワーク担当職員が申立までを担当している。後見人等候補者の選定は、ケースワークの中で協力をしてもらっている専門職個人に当たることもあるし、各専門職団体の地域リーダーに当たる、または法人後見はNPOに依頼している。

(山本委員)

佐倉市は市長申立の件数が少ない。ケースの内容によって専門職の職種の指定だけをして、家裁に申立をしている。市が直接後見人等候補者の推薦は行っていない。

(佐藤(有)委員)

浦安市はケースワーク担当部署と申立担当部署が別である。後見人候補者についてはケースワーク担当職員が見つかることもあるが、見つからない場合は家裁に一任している。また、法人後見の場合は社協と連携を取っている。

(山口委員)

最初のケース会議の中で関わってくれている専門職を後見人候補者として取り上げている事もあるが、見当たらない場合は家裁に一任していたところ、家裁から受任者が少なく時間がかかることを知らされた。候補者を決めてから申立をするようにしたが、複数後見が多くなってきている。

(赤荻委員)

千葉市は個人ではなく必ず団体を通して推薦依頼をしている。個人情報管理のリスク上でもクッションとなる。例えば初期相談から社会福祉士が関わっているような場合でも、

その社会福祉士個人ではなく社会福祉士会からの推薦を貰っている。

(佐藤部会長)

各市少しずつ違うし、最後は家裁に一任してしまうと時間がかかってしまうということだ。これらをどのように盛り込むかは難しい。1と2の間に新項目を設けて、成年後見人等候補者の選定についてということを加えたらどうか。

(齋藤委員)

部会長の意見に賛成である。品川も始めたばかりの頃は候補者を裁判所に一任したり、権利擁護の団体ができて特定の専門職につないだりしていた。老人福祉法第32条2の市町村長は後見人候補者の調整、推薦に責任を持つことにすれば、裁判所も円滑に審判を行えるので、成年後見制度の利用が増大すると思う。ぜひ成年後見人等候補者の選定の項目は設けてもらいたい。また、専門職後見人はそれぞれの団体に内部規律を持っているので、問題が起きても対応ができるようになっているが、市民後見人はそれが無い。行政が責任を持って後見人として送り出す仕組みが必要である。受任調整をして特定の候補者を出すということを求められているので、この項目は必要である。

(佐藤部会長)

注文が多いが、成年後見人等候補者の選定という項目を新たに起こしてほしい。各市の現状を聞いて、老人福祉法第32条2という市町村には成年後見人等候補者の選定の義務があるということも含めて、書き加えて欲しいということでしょうか。

(高田班長)

市町村長申立の場合は成年後見人等候補者をつけないといけないという主旨で、項目を作るということでしょうか。

(佐藤部会長)

他にあるか。

(事務局 佐野)

先ほどの岡崎委員からの後見人等候補者への個人情報開示についてですが、どこまで候補者へ開示しても良いものなのでしょうか。その線引きがわかればよいと思うのですが。

(齋藤委員)

品川もそのあたりの整理ができつつある。候補者を立てるときに「このような事案でお願いしたい」と打診する際に、ケース検討会議のケース票の個人が特定できる氏名などを消して示している。ケースを重ねていくと「受けられますか」と返事を待つまでもなく、その団体などの力量がわかってくるので、ほぼ確定し申立に運べる。家裁には選任後閲覧制度があるが、それでは時間差ができてしまうので、首長申立の候補者で決まったら、情報提供をしてあげる。ケース票は匿名で概略であったが、全てを開示している。場合によっては少しでも早く本人と面会したほうが良い場合などもある。行政から後見人候補者への情報提供する仕組みを作ったら、上手く行き始めている。

また、実際に後見人がついて資産調査をしてみたら、本人に資産があったということがあつた。首長申立の申立費用などは非訟事件手続き法第28条を根拠に還付することができることを入れた方がよいと思う。

(佐藤部会長)

その部分は今後の費用のところでは取り上げる。情報提供を市から候補者にどの程度にするかということも合わせて、増やす項目の中に入れて方が良いかもしれない。実状と基本的な考え方をマニュアルの中に組み込んでおくことで解決策になるかはわからないが、各市町村が同じような問題を抱えているのだということがわかると安心するかなと思うので、事務局に用意してもらいたい。

(赤荻委員)

ずっと申立事務を担当していると、関係団体と信頼関係が構築できて、「市側の支援が継続するならば」と候補者になることを断られることが少ない。しかし法人後見の方が申立前に情報の全開示を求めてくる。審判後は家裁に出向かなくても、市側から情報いつでも開示している。

(佐藤部会長)

審判前の話だからどこまで候補者に情報提供できるか。信頼関係ができてしまえばこだわらなくても良いのであろうが、その関係が無いところはどうかをマニュアルに入れておかないといけないということでしょうか。

(高田班長)

個人情報の取扱について、書類のやり取りなどの様式がありましたら、提供をお願いいたします。また、行ったことの無い市町村はそれを例にしながらイメージがわくだろうと思います。また、候補者の選定についても、書式などがありましたら、提供をお願いします。

(赤荻委員)

本人に資力がある場合は上申書も利用しているが、それも提供か。

(佐藤部会長)

できれば提供いただきたい。成年後見人等候補者の選定という項目を新たに起こしてほしい。また、個人情報の提供についても、実情と考え方をおさえて作って欲しい。事務局は、各委員に色々聞きながら、取りまとめて欲しい。

(磯邊委員)

2、本人調査と検討のところ、本人の意思を確認するということを入れると良いと思う。本人が後見制度利用をどのように捉えているかは大切である。但し、必要性があるにも関わらず永年申立を拒否しているとか、虐待事例などは例外であると盛り込んで欲しい。

(佐藤部会長)

重要なポイントであると思う。盛り込んでいきたい。赤荻委員から裁判所はこちらの意義を汲まないといった意見があったが、最近はこちらの意義を汲んでくれるケースが多くなったと思う。申立にあたり、類型について審議しておくことは必要だと思うので、これも、どこかに盛り込んで欲しい。他になければ、次回に検討したいと思う。

### 3、報告事項



成年後見制度研修会開催予定 2月3日(金)行政、地域包括、社協対象  
2月4日(土)一般県民向け

次回開催 11月15日(火)15:15~17:15 3階会議室  
最終会議 1月19日(木)13:00~15:00 4階会議室

#### 4、閉会

(高田班長)

本日は忙しいところ、ご参加ありがとうございました。